

全国初のマンホールふた交換!

小田原市・八王子市・寄居町の姉妹都市間で実施

寄居町長 花輪利一郎



11月16日に、八王子市最大規模の祭典「八王子いちよう祭り」にご招待いただき、その会場内で、全国初の自治体間によるマンホールふたの交換を行いました。

マンホールふたは、地域ごとにデザインが異なっており、その地域のオリジナルであることから、ファンも多く、昨年から、「マンホールカード」の発行も始まり、注目を集めています。今回、姉妹都市間でのさらなる友好の証として小田原市の提案で実現したもので、マンホールを見つけて、散策するなど、新たな観光資源になればと考えております。

ご存じのとおり、通常のマンホールふたは、鉄製で、単色ですが、今回交換したものは、色付けがほどこされており、寄居町は、町の鳥「キジ」、町の花「カタクリ」、町の木「ヤマザクラ」がデザインされています。小田原市は、市内を流れる酒匂川や小田原城がデザインされており、八王子市は、地元伝統の車山車がデザインされています。

交換式では、石森孝志八王子市長、加藤憲一小田原市長と共に、北条氏に扮した甲冑姿の武者から、交換証書と記念パネルをいただきました。

町では、今後、両市のマンホールふたを役場で展示した後、実際に、道路上に設置する予定です。小田原市でも、「小田原かまぼこ通り」に設置する予定であると聞きます。なお、八王子市では、すでに八王子城跡ガイダンス施設の管理棟前に設置されています。町民の皆さんも両市を訪れた際には、ぜひご覧いただきたいと思っております。今後も、姉妹都市として、両市との交流を続けてまいります。



皆さんの声を町政に!

パブリック・コメント募集

町では、次の計画を策定するため、パブリック・コメント手続により皆さんのご意見を募集します。

- ①寄居町健康長寿計画(案)
- ②寄居町障害者計画・第5期寄居町障害福祉計画(案)
- ③寄居町高齢者保健福祉計画(案)
- ④寄居町都市計画マスタープラン(案)
- ⑤寄居町立地適正化計画(案)

意見募集期間、資料閲覧期間
12月22日(金)～平成30年1月29日(月)の開庁日

資料の公表(閲覧場所)
①～③健康福祉課または保健福祉総合センター、④・⑤都市計画課。男衾・用土両連絡所はすべての案件を閲覧できます。併せて町公式ホームページでも公表します。

閲覧時間
■健康福祉課、保健福祉総合センター、都市計画課
午前8時30分～午後5時15分
■男衾・用土両連絡所
午前8時30分～午後5時

意見の提出方法
意見提出用紙は、資料を公表している場所のほか、町公式ホームページから取得できます。案件名、住所、氏名、連絡先、町外在住の方は勤務先、または学校名等を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法で①～③は健康福祉課、④・⑤は都市計画課へ提出してください。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記してください。電子メールの件名は、意見を提出する計画ごとにそれぞれ「【案件名】についての意見」としてください。

注意事項
■意見を提出できる方は、町内に在住・在勤・在学の方、町内に事業所を有する個人・法人・その他の団体です。
■意見への個別回答は行いません。
■公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
■寄せられた意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日、町公式ホームページで公表します。

問い合わせ
■健康福祉課
☎581・2121内線121
ファックス581・9160
Eメール(共通) kenfuku@town.yorii.saitama.jp
■保健福祉総合センター
☎581・8500
ファックス581・8544
■都市計画課
☎581・2121内線241
ファックス581・1173
Eメール toshikei@town.yorii.saitama.jp

水道の凍結には十分注意しましょう!

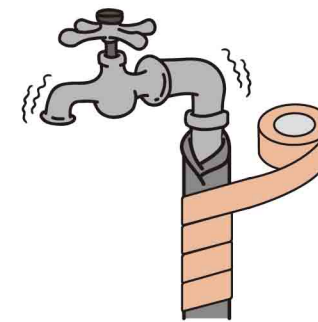
今年も寒い冬がやってきました。毎日の生活に欠かすことのできない水道は、寒さが大敵です。トラブルなく水道をお使いいただくために、次のことに注意しましょう。

凍結しやすい水道管・水道メーターは?

- 水道管が露出している
- 家の北側や陽の当たらない場所にある
- 強風の当たる場所にある

凍結予防は?

屋外の水道管には、保温材や毛布・布切れなどで蛇口の上まで包み込んだ後に、ビニールなどをかぶせて濡れないようにします。水道メーターは、ボックスの中に発泡スチロールなどの保温材を詰めて防寒します。



凍結してしまったら?

蛇口や水道管が凍結してしまったら、タオル等を巻きつけてゆっくりとぬるま湯をかけます。熱湯をかけると水道管が破損する危険性があります。

凍結で破損してしまったら?

水道メーターが凍結し破損してしまった場合は上下水道課へ、メーター器から家側の水道管等の破損については町指定給水装置工事事業者(水道工事店)へ、修理の依頼をしてください。

上下水道課からのお願い

水道メーターは定期的に見察するため、常に見やすい状態にしておいてください。水道の設置や改造工事などは、町への工事申込手続きが必要です。町指定給水装置工事事業者(水道工事店)へご相談ください。

問い合わせ

上下水道課 ☎581・2121内線262・264

熊谷税務署から申告についてのお知らせ

マイナンバーの記載と本人確認

所得税申告書提出の際には、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です(e-Taxで送信する場合は不要)。なお、法人税申告書の提出の際には、本人確認書類の提示、または写しの添付は不要ですが、法人番号の記載が必要となります。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。



【本人確認書類の例】

- 例1 マイナンバーカード
- 例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

医療費控除に関する明細書の提出義務化

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。なお、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

※おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書などの医師等が発行した証明書の提出は必要となります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付、または提示によることもできます。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません(住民税の申告が必要な場合があります)。なお、所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

問い合わせ

熊谷税務署総務課
☎521・2905※自動音声案内で2番を選択